

広報媒体制作の包括的業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

広報媒体制作の包括的業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的

ターゲットに効果的に「伝わる」広報を実施するため、神戸市政の広報として統一かつ戦略的なポスター、チラシ、動画などの広報媒体の制作業務を包括的に行うことで、国内外への発信力を強化することを目的とする。

(2) 業務内容

広報媒体制作業務（ディレクション、企画・プランニング、媒体制作など）

〔制作分野①〕 チラシ・ポスター・バナー等のグラフィックデザイン

〔制作分野②〕 デジタルサイネージ動画等の映像制作・撮影編集

※ 別紙「仕様書」のとおり。受託者1社につき①または②のどちらか1分野のみ受託可能

(3) 事業規模

契約事業者数 制作分野①は3社、②は2社

契約上限額 1社につき金3,000,000円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日～2026年3月31日

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和 6・7 年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有する、若しくは、それと同等の要件を満たすこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続きまたは再生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条各号に該当する団体でないこと。また、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。

5 スケジュール

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 公募要領等の交付開始 | 令和7年4月1日(火曜) |
| (2) 参加申請及び質問期限 | 令和7年4月15日(火曜)17時まで |
| (3) 質問への回答 | 令和7年4月18日(金曜)予定 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和7年5月7日(水曜)17時まで |
| (5) 評価委員会 | 令和7年5月15日(木曜)予定 |
- ※評価委員会にて提案事業者によるプレゼンテーションを行う場合は、令和7年5月12日(月曜)を目途に参加者へ連絡を行う。
- ※制作分野につき提案事業者が5社を超える場合は、評価委員会までに書類選考を実施する。
- | | |
|--------------|-----------|
| (6) 受託候補者の決定 | 令和7年5月中下旬 |
| (7) 契約締結 | 令和7年5月中下旬 |

6 参加申請の手続き

- (1) 各書類の配布・提出場所
 - ① 交付開始日
令和7年4月1日(火曜)から 令和7年4月15日(火曜)
 - ② 交付場所
以下の神戸市ホームページからダウンロードすること ※郵送による交付は行わない
https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/kohosentryaku/boshu_hokatsu2.html
(ダウンロード出来ない場合にはメールにて送付を行いますので、「10 提出先、問い合わせ先」のメールアドレスまでお問い合わせください。)

③ 配布資料

- (ア) 公募型プロポーザル実施要領（本書）
- (イ) 業務仕様書
- (ウ) 参加申請書（様式1号①）
- (エ) 質問書（様式1号②）
- (オ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式2号）

(2) 参加申請及び質問書の提出

① 提出期限

質問書（様式1号②）以外：郵送または持参により、令和7年4月15日(火曜)17時まで（必着）

質問書（様式1号②） ：メールにて、令和7年4月15日(火曜)17時まで（必着）

※本業務に係る質問等に関しては、参加申請書を提出したすべての事業者に対して令和7年4月18日(金曜)までにメールにて回答を予定している。なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項についてはこの限りではない。

② 提出場所

「10 提出先、問い合わせ先」のとおり

③ 提出書類

- (ア) 参加申請書（様式1号①）
- (イ) 会社概要・団体概要（様式任意）
- (ウ) 登記簿謄本又は登記事項に関する全部証明【写し可】
- (エ) 国税の納税証明書（その3の3）【写し可】
- (オ) 印鑑証明書【原本】
- (カ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式2号）

※上記（ウ）（エ）（オ）（カ）は提出日時点で発行日より3か月以内のもの

※令和6・7年度 神戸市競争入札参加資格を有する場合は、（ウ）（エ）（オ）（カ）の提出は省略可。

7 企画提案の手続き

(1) 提出書類

- ① 業務一覧・単価表（様式3号）
- ② 企画提案書
- ③ その他補足資料

(2) 作成要領

企画提案書およびその他補足資料について、様式は任意とするが、以下の全ての内容を含むこと。

なお、本業務の範囲内で、必要に応じて予算内での追加提案をしてもよい。

① 提案全体コンセプト

現在の神戸市が制作する広報媒体の制作・発信状況を確認の上、特徴や課題を整理し、今

後、ターゲットに効果的に届ける広報媒体を制作し、戦略的・統一的広報を行うにあたり、受託した場合にどのような点を考慮して制作を行うか、要点やコンセプトを提示すること。

参考：神戸市HP (<https://www.city.kobe.lg.jp/>)

神戸市広報戦略部公式SNS (https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/shise/koho/webkoho/kobe_sns.html)

神戸市公式動画サイト (<https://www.youtube.com/@kobecitychannel>)

② 提案課題

上記①提案全体コンセプトおよび別紙「仕様書」を踏まえ、A～Eのいずれかの対象分野における広報媒体を制作すること

｜制作の対象となる分野｜

A 暮らし・まちづくり・手続き B 子育て・教育 C 健康・医療・福祉
D 防災・安全 E 観光・文化・産業

※A～Eの分野において、複数提案いただいても問題ありません。（5分野すべてでもかまいません）

※別紙「仕様書」に基づく契約希望の制作分野に応じ、〔制作分野①〕チラシ・ポスター・バナー等のグラフィックデザイン分野の場合はチラシ・バナーデザイン、〔制作分野②〕デジタルサイネージ動画等の映像制作・編集分野の場合は構成案・Vコンテを提案課題として制作すること。

③ 提案競技課題の考え方・ポイント

課題作成について、考え方とポイントをまとめたもの

④ 契約希望分野

別紙「仕様書」に基づく契約希望の制作分野を提示すること

⑤ 業務執行体制

受注した場合、本業務に対応できる社員数、社員の有する能力、役割分担等明確に示すこと。特にデザイン・制作・編集に携わる社員の経験値について簡潔に示すこと

⑥ 業務実績

過去に自社において企画・制作したチラシ・ポスター・リーフレット・バナーや動画の業務実績について具体的に記載すること

⑦ その他

企画提案において特にアピールしたい点があれば記載すること。ただし、提案上限額の範囲内で実施できるものに限る。

(3) 提出期限

令和7年5月7日(水曜)17時まで(必着)

(4) 提出方法

メールにてデータ一式を「10 提出先、問い合わせ先」に提出すること

※メールの件名には、「広報媒体制作の包括的業務企画提案書」と明記すること。なお、電子データの総容量が10メガバイトを超える場合は、受信できないため、ファイル転送サービスなどを活用し、送付すること

8 選定方法・結果の通知・契約

- (1) 提出資料に関するヒアリング（提案事業者によるプレゼンテーション）は必要に応じて実施する。
- (2) 制作分野につき提案事業者が5社を超える場合は、評価委員会に先立ち書類選考を実施する。
- (3) 書類選考にあたっては、審査項目に沿って企画提案書類等提出書類の内容審査を行い、選定委員の評価点の合計が、上位5社の事業者について評価委員会に参加できるものとする。選考結果については応募書類の提出者全員にEメールにて結果を通知する。
- (4) 事業者選定にあたっては、評価委員会において、提出された企画提案書等の内容を下記に掲げる評価基準に基づいて評価し、制作分野ごとに選定委員の評価点の合計が最も高い事業者を委託予定事業者として決定する。ただし、評価点の合計が5割に達していない場合は、委託予定業者として選定しない。企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。また、委託事業予定者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を行う。委託予定事業者が辞退又は協議が不調のときは、業者選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。
なお、各委員の合計点が同点の事業者が複数あった場合は、次の項目の順により最終決定する。
 - ① 評価項目のうち「ターゲットに効果的に届ける広報媒体制作が実施できるか」の合計点数がより高いもの
 - ② ①が同点の場合は、評価項目のうち「提案を実行する業務実施体制であるか」の合計点数がより高いもの
- (5) 評価委員会（プレゼンテーション審査を行う場合は以下の通り）
 - ① 日時 令和7年5月15日(木曜)予定
 - ② 場所 神戸市役所内
 - ③ 内容 企画提案書（様式自由）等による質疑応答を含むプレゼンテーション（20分程度、質疑応答は別途）
※ 説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと
※ 参加者は3名までとすること
- (6) 選定結果の通知
令和7年5月中下旬に、応募書類の提出者全員に結果を通知予定。
- (7) 評価基準
下記①～⑦の項目に基づき、各審査員が100点満点で評価する。
 - ① 本事業の趣旨を理解した提案であるか (5点)
 - ② 提案を実行する実施体制を有するか、もしくは、円滑に実施するために提案の工夫がみられるか (35点)
 - ③ ターゲットに効果的に届ける広報媒体制作が実施できるか (35点)
 - ④ デジタル広報推進への寄与 (5点)

- ⑤ 事業費の積算等は妥当か (10点)
- ⑥ 神戸市内に本社または支店があるか (10点)

9 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ② 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ③ すべての企画提案書は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ⑤ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ⑥ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

10 提出先、問い合わせ先

神戸市 市長室 広報戦略部 広報コンテンツライン

住 所 | 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（市役所1号館16階）

電 話 | 078-322-0126 FAX | 078-322-6007

担 当 | 本多、森田、長谷川

E-mail | design@city.kobe.lg.jp